

認知症対応型共同生活介護 ラポール西寺尾利用契約書

〔 目次 〕

第 1 章総則	第5章 損害賠償
第 1 条 (契約の目的)	第 12 条 損害賠償責任
第 2 条 (契約期間)	
第 3 条 (利用基準)	第6章 契約の終了
第 4 条 (認知症対応型共同生活介護計画書の作成)	第13条 契約の終了
第 5 条 (サービスの内容及び提供)	第14条 契約者の契約解除
第 2 章サービスと利用料の支払い	第15条 事業者の契約解除
第 6 条 利用料等の支払い	第16条 契約者の入院に係る取り扱い
第 7 条 利用料金の変更	第17条 退居時の援助及び費用負担
第 3 章事業者の義務	第7章 その他
第8条 事業者及びサービス従事者の義務	第18条 造作・模様替え等の制限
第9条 秘密保持	第19条 身元引受人
第 4 章契約者の権利・義務	第20条 合意管轄
第10条 契約者及び契約者代理人の権利	第21条 契約に定めない事項
第11条 契約者及び契約者代理人の義務	

社会福祉法人いきいき福祉会

(2020 年 4 月 1 日 改正)

社会福祉法人いきいき福祉会（以下、「事業者」という）は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者（以下、「契約者」という）に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、契約者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。また、契約者、契約者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努め、事業者から提供される認知症対応型共同生活介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下、「本契約」という）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、契約者又は契約者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、 年 月 日から1年間とします。ただし、有効期間満了日までに、利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第3条（利用基準）

契約者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 自傷他害の恐れがないこと
- ③ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第4条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 事業者は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、契約者及び契約者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 契約者及び契約者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び契約者または契約者代理人の不利益となる場合を除き、契約者の希望に沿うように介

護計画の変更を行います。

- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を契約者及び契約者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

第5条（サービスの内容及びその提供）

- 1 事業者は、契約者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ. 日常生活上の世話
 - ウ. 日常生活の中での機能訓練
 - エ. 相談、援助
 - ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 2 事業者は契約者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、契約者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します
- 3 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、契約者の利用状況等を把握するようにします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（利用料等の支払）

- 1 契約者又は契約者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 事業者は、契約者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、契約者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、契約者又は契約者代理人に対し、毎月、前月の利用料等（介護保険料金自己負担分）及び前月の居室の提供料（家賃、水光熱費、管理費、食費等）の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- 4 契約者又は契約者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月27日に事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、契約者又は契約者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、契約者又は契約者代理人に対し、領収証を発行します。

第7条（利用料金の変更）

前条第1項及び2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項に変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対するグループホームサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第9条（秘密保持）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族、契約者代理人等に関する事項、個人情報については、契約者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により契約者又は契約者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

第4章 契約者の権利・義務

第10条（契約者及び契約者代理人の権利）

契約者及び契約者代理人は、サービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、契約者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること

- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員としての生活を送ること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。
- ⑪ 生活やサービスにおける記録の開示を求めること。

第11条（契約者及び契約者代理人の義務）

契約者及び契約者代理人は、サービスに関して以下の義務を負います。

- ① 契約者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと

ただし、契約者又は契約者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて契約者及び契約者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者知らせること

第5章 損害賠償

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、契約者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、契約者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに契約者に対して損害を賠償します。但し、契約者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 契約者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は契約者又は契約者代理人が負担します。

第6章 契約の終了

第13条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、契約者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合
- ② 契約者が死亡した場合
- ③ 契約者又は契約者代理人が第 14 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 契約者が病気の治療等その他のため 1 ヶ月以上グループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受入れが可能となったとき。
ただし、契約者が 1 ヶ月以上グループホームを離れる場合でも、契約者又は契約者代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。
- ⑥ 契約者が他の介護老人福祉施設、介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

第 14 条（契約者の契約解除）

契約者及び契約者代理人は事業者に対し、いつでも 3 日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第 15 条（事業者の契約解除）

事業者は契約者及び契約者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第 2 号を除き契約者及び契約者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 3 ヶ月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ契約者の退居の必要があるとき
- ③ 契約者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ契約者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 契約者又は契約者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第 16 条（契約者の入院に係る取り扱い）

契約者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金（所定のサービス利用料金から介護保険給付額の自己負担分と水光熱費の日割り分を差し引いたもの）を事業者に支払うものとします。但し、契約者は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所共同生活介護に活用することに同意する場合は、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第17条（退居時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により契約者がグループホームを退居するときは、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、契約者及び契約者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、契約者の退居までに契約者の生活に要した費用等の実費は、契約者及び契約者代理人の負担とします。

第7章 その他

第18条（造作・模様替え等の制限）

- 1 契約者及び契約者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、契約者又は契約者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は契約者及び契約者代理人の負担とします。
- 2 契約者及び契約者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 契約者及び契約者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第19条（身元引受人）

- 1 事業者は契約者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
なお、契約者代理人は身元引受人を兼ねることができます。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく契約者および契約者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、契約者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第20条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、横浜地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、契約者及び契約者代理人、事業者は予め合意します。

第21条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、契約者及び契約者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を式通作成し、契約者及び契約者代理人、事業者は記名押印の上、各自その式通を保有します。

年 月 日

契約者氏名

利用者 (住所)
(氏名) 印

利用者代理人 (住所)
(氏名) 印

身元引受人 (住所)
(氏名) 印

事業者 (住所) 横浜市神奈川区西寺尾 3 丁目 2 2 - 5
(名称) 社会福祉法人いきいき福祉会
グループホーム ラポール西寺尾

(代表者名) 理事長 小川 泰子 印